第４章　基本理念・目指す姿・基本姿勢

第４章　基本理念・目指す姿・基本姿勢

４－１　基本理念

札幌市景観条例では、次のとおり基本理念を定めています。

条項	基本理念
第３条 第１項	本市は、積雪寒冷という北の風土の中で、人々の日々の暮らしにより培われた歴史や文化・産業、豊かな自然が都市と近接しているという特徴等をいかし、自然や都市はもとより人の暮らしといった景観を構成する要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民及び事業者と協力して創り上げていくとともに、これを市民共通のかけがえのない財産として、愛着と誇りをもって次世代へ継承するものとする。
第３条 第２項	良好な景観の形成は、市、市民及び事業者が、良好な景観の形成の主体としてそれぞれ担うべき役割を認識し、相互に協力・連携することにより推進されなければならない。

４－２　札幌の良好な景観の形成に当たって目指す姿

この計画における「札幌の良好な景観の形成に当たって目指す姿」を次のとおり定めます。



- 札幌の景観の土台となる地形・自然や都市の成り立ちが大切にされています。
- 場所ごとの街並みや活動・営みが個性豊かに変化を重ね、まち全体の魅力が高まっています。
- 札幌らしさを際立たせる眺望、夜間景観、雪・冬季の景観が創られ、磨かれています。

4－3 基本姿勢

目指す姿を実現していくためには、市民・事業者・行政が連携し、共通認識を持って取り組むことが大切です。私たちが景観形成に取り組むに当たって共有しておくべき「基本姿勢」を示します。

対話の実践

本市では景観法等に基づく届出に先立ち、景観プレ・アドバイス等による事前協議を行っています。これらの仕組みを良好な景観形成を損なうおそれのある建築等の計画を未然に防止する手続きにとどめず、対話を重視し、より良い景観形成に向けた前向きな仕組みとして運用していることが本市の景観施策の特徴の一つです。

目指す姿の実現に向けた取組に当たっては、対話により取組を行うことを基本姿勢とします。

市民・事業者・行政の協働

本市では、市民等が身近な景観資源を活用促進景観資源（愛称：景観の種）として登録することを提案することができる仕組みがあります。また、市や地域住民等は、地域ごとの景観の魅力を高めていくため、それぞれが役割を担い、相互に連携しながら、地域の景観の在り方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組を推進することに努めることとしています。このように市民・事業者・行政が協働して景観形成に取り組むことを意識した景観施策を展開していることが特徴の一つです。

目指す姿の実現に向けた取組に当たっては、市民・事業者・行政が協働して取組を行うことを基本姿勢とします。